

福岡県公報

平成22年6月23日
第3126号

目次

告示(第1030号 - 第1050号)

都市計画事業の認可	(公園街路課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	5
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	6
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	6
生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	7
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	7
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	7
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	8
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
道路の供用の開始	(道路維持課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
道路の供用の開始	(道路維持課)	10

生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	10
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	11
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	12

公 告

落札者等の公示	(システム管理課)	12
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	12
一般競争入札の実施	(総務事務センター)	14
意見募集の結果の公示	(環境保全課)	17

正 誤

道路の区域の変更(平成22年5月福岡県告示第885号) 中正誤17

告 示

福岡県告示第1030号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業3・3・209号アイランド東1号線
- 3 事業施行期間
平成22年6月23日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
福岡市東区香椎照葉二丁目及び香椎照葉五丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第1031号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人いきいきライフ

(2) 代表者の氏名

齋藤 建一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市室岡795番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者に対し、介護保険法に基づく通所介護サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、宅老所事業、福祉事業に係わる地域ネットワークに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1032号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人京の郷

(2) 代表者の氏名

宮崎 義徳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県京都郡みやこ町豊津487番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及びその家族、並びに地域住民に対して、自立と社会参加、生活支援、権利の擁護に関する事業と創造的なネットワークのシステムを作る事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1033号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本環境保全ボランティアネットワーク

(2) 代表者の氏名

重松 敏則

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡志免町桜丘3丁目32番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、管理が行き届かず荒廃する農山村や都市近郊の里山や里地、自然

に対して、地元住民や都市住民ならびに青少年などのボランティアによる環境保全・復元活動に関する事業、環境保全にかかる人材育成事業、ならびに国内外の環境保全活動団体との連携強化及び活動支援事業を行い、もって美しく、持続的な国土環境の保全と参加型の安定した社会の形成に寄与し、地球温暖化の防止や国際交流に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1034号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第477号久留米都市計画下水道事業久留米公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

久留米市

2 都市計画事業の種類及び名称

久留米都市計画下水道事業久留米公共下水道

3 事業施行期間

昭和42年6月7日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成20年福岡県告示第477号の事業地に、次の区域を加える。

久留米市宮ノ陣町大杜字寺野、字高畑、字畑田、字善才、字才光、字牟田ノ上、字池ノ上、字三屋敷、字東浦、字前開、字東内畑の各字の一部。

久留米市宮ノ陣町八丁島字町、字外町の各字の一部。

久留米市宮ノ陣町若松字栗瀬の全部。

久留米市宮ノ陣町若松字大屋敷、字三反田、字五内畑、字ニタ重、字中園、字水洗、字一小深、字二小深、字三小深、字古川、字干出、字干溝、字二干溝、字一内畑、字二内畑、字三内畑、字四内畑、字一丁畑、字二丁畑、字一太夫、字二太夫、

字外八セコ、字内八セコ、字藤吾畑、字鶴ノ木の各字の一部。

久留米市太郎原町字小林、字杷敷、字正牟田、字柿添、字西原、字西、字東、字半明分、字内前野、字津遊川、字町畑、字江頭、字会田、字有坂の各字の一部。

久留米市善導寺町木塚字小島(1)、字小島(2)、字裏(1)、字裏(2)、字裏(3)、字津遊川(1)、字津遊川(2)、字津遊川(4)、字紺屋(3)、字紺屋(4)、字登ヲ免(1)、字前(1)、字前(2)、字津遊畑(1)、字津遊畑(2)、字中屋敷(1)、字中屋敷(2)、字北屋敷(1)、字北屋敷(2)、字西田(2)、字西田(3)、字堂前内畑(1)、字堂前内畑(2)、字堂前内畑(3)、字裏畑(1)、字裏畑(3)、字南内畑(1)、字南内畑(2)、字南内畑(3)、字南内畑(4)、字南内畑(5)、字本村内畑(1)、字本村内畑(2)、字本村内畑(4)、字蒲口(2)、字新保(1)、字新保(2)、字春正(1)、字春正(2)、字春正(3)、字人尾(1)、字水間町(1)、字水間町(2)、字島本(1)、字千田(1)、字登ヲ免(3)の各字の一部。

久留米市善導寺町与田字大屋敷、字中屋敷(1)、字中屋敷(2)、字土器園(1)、字土器園(2)、字南土器園(1)、字南土器園(2)の全部。

久留米市善導寺町与田字前田(1)、字桶口、字下屋敷、字上屋敷、字カジヤシキ、字北屋敷(1)、字北屋敷(2)、字東屋敷、字今村(1)、字今村(2)、字中屋敷(3)、字西屋敷(1)、字西屋敷(2)、字南屋敷(1)、字南屋敷(2)、字向屋敷(1)、字向屋敷(2)、字上前田、字イタハシ、字スルガモトの各字の一部。

久留米市善導寺町飯田字立野(1)、字立野、字後田、字油坪、字西川(1)、字西川(2)、字御蔵林、字西屋敷(1)、字西屋敷(2)、字内畑(1)、字内畑(2)、字内畑(3)、字東屋敷(1)、字東屋敷(2)、字東屋敷(3)、字東屋敷(4)、字大林(1)、字大林(2)、字町前田、字西緑、字東緑、字トケ島、字六ッ江、字八反田、字実植町、字前田、字下前田、字卸田、字嶋町、字牛町、字塩田、字クツワ、字西七草(1)、字西七草(2)、字古賀江、字今町、字大ノ江の各字の一部。

久留米市山川町字阿志岐坂(1)、字王子山(1)、字片田、字松門寺、字七曲り(1)、字七曲り(2)、字七曲り(3)、字堂屋敷、字平野の各字の一部。

久留米市山本町豊田字日ノ尾、字見当号、字九郎津、字河原町、字八ノ江、字ビシャデ、字十ノ江、字池引、字前田、字大浦、字十五、字塚原、字馬場、字大屋敷、字サイム、字平原、字小瀬町、字角田、字セツラ、字稲蓋、字浦畠、字東丈比、字塔ノ本、字小柳、字小寺、字カロウト、字中谷、字本谷、字東谷、字土穴、字タ

ワレ木、字松葉、字天神免、字西屋敷、字東屋敷、字山澁、字寺内、字市木の各字の一部。

久留米市山本町耳納字四ノ江の全部。

久留米市山本町耳納字宮巡り、字下カラ巻、字荒木、字シオン、字ヒサゲの各字の一部。

久留米市大善寺町宮本字上山(1)、上山(2)、下山(2)、字向松(2)、字向松(3)の各字の一部。

久留米市荒木町白口字井手口、字一丁野、字糖尾(1)、字糖尾(2)、字巻崎、字北巻崎、字南巻崎、字天台面、字西山、字池ノ内、字向定覚、字トフデ、字今町、字下屋敷、字菱野、字垣ノ内、字檜原前、字中屋敷、字内大、字赤八ヶ、字寺屋敷、字前原、字八ツ江、字経塚(4)、字井手(リウ)、字宮脇、字宮前、字宮田、字猪頭、字大藤、字高蓮輪、字籠島、字西屋敷、字東屋敷、字北畑、字源右衛門城戸(1)、字源右衛門城戸(2)、字和田(1)、字和田(2)、字切堤、字塚下、字牟田口、字松川原、字北山、字相原、字松茸山、字牟田田、字大山、字佐平次牟田、字七反田(2)、字笹井原、字山ノ神、字大道上、字大道下、字鶴渕野(1)、字鶴渕野(2)、字南屋敷、字定覚(2)、字幕掛、字藤ノ内、字井出下、字一丁野(2)の各字の一部。

久留米市荒木町下荒木字三反田(1)、字三反田(2)、字宮ノ脇(1)、字宮ノ脇(2)、字宮ノ脇(3)、字久保田(1)、字久保田(2)、字久保田(3)、字久保田(4)、字宮原、字宮ノ前(1)、字宮ノ前(2)、字宮ノ前(3)、字鬼木(1)、字鬼木(2)、字鬼木(3)、字鬼木(4)、字八ツ江(1)、字八ツ江(2)、字石橋(1)、字石橋(2)、字竹丸(1)、字竹丸(2)、字竹丸(3)、字立毛(1)、字立毛(2)、字立毛(3)、字寺ノ脇(1)、字寺ノ脇(2)、字寺ノ脇(3)、字寺ノ脇(4)、字九大夫の各字の一部。

久留米市荒木町荒木字井手口、字生津尾、字横小路(1)、字水落(1)、字鷲田(1)、字東山(4)の各字の一部。

久留米市荒木町藤田字野中、字寺尾(1)、字寺尾(2)、字大寺尾、字山崎、字才観塚、字小寺尾(1)、字小寺尾(2)、字浦山(1)、字浦山(2)、字浦山(3)の各字の一部

久留米市上津町字中尾山、字向野、字本山、字桜尾の各字の一部。

久留米市藤山町字藤吉、字野添、字亀ノ甲(1)、字五反田、字長浦(2)、字三十(1)、字三十(2)、字溝川、字寺後、字中ノ上、字南中ノ上、字湯ノ曾、字キロメキの各字

の一部。

久留米市藤光町字八反田、字屋敷坪、字櫛ヶ浦、字平尾(1)、字野中の各字の一部。

久留米市北野町大字上弓削字観音目、字長畑、字北銀宝子、字柳ノ内、字出口、字屋敷ノ一、字屋敷ノ二、字三条渡、字立ノ前の各字の一部。

久留米市北野町大字鳥巢字貝元の一部。

久留米市北野町大字高良字打廻、字川向北、字下開、字橋詰の各字の一部。

久留米市北野町大字十郎丸字松行、字長谷古の各字の一部

久留米市北野町大字今山字堂屋敷、字今山脇、字今山屋敷、字前田、字畳出、字上四本木、字今山後、字オノ木の各字の全部。

久留米市北野町大字今山字下芝田、字上芝田、字北吉原、字松丸後、字松丸屋敷、字下四本木、字大六、字西松丸屋敷、字池端、字下開の各字の一部。

久留米市北野町大字中字田端口、字牛塚、字横屋敷、字中小路、字三条分、字惣伝寺、字八杖、字在府屋、字奥小路、字大御堂、字当ノ木の各字の全部。

久留米市北野町大字中字道出、字万才丸、字向神中、字神中、字一丸脇、字宮ノ後、字前村の各字の一部。

久留米市北野町大字陣屋字堂出、字陣屋口の各字の全部。

久留米市北野町大字陣屋字小林、字前田、字出ノ前、字八龍、字蔵屋敷、字中ノ名、字日向島の各字の一部。

久留米市北野町大字千代島字北下浜、字橋口の各字の全部。

久留米市北野町大字千代島字後川、字北ノ前、字北水洗、字南水洗、字堂ノ丁、字新川口、字南下浜、字中浜、字上浜、字出口、字浜屋敷の各字の一部。

久留米市北野町大字仁王丸字後川、字若園、字藪ノ内、字大屋敷の各字の一部。

久留米市北野町大字塚島字下徳入、字徳入、字郷江の各字の全部。

久留米市北野町大字塚島字八反、字榎畑、字若園、字田代、字外輪崎、字矢蔵、字西裏畑、字東裏畑、字善願寺の各字の一部。

久留米市北野町大字中島字土居、字下中島、字土居ノ内、字南中島、字密柑屋敷の各字の一部。

久留米市三瀬町大字高三瀬字北田、字塚崎東畑、字塚崎西畑、字友定、字庄分、

字国分寺、字八龍、字館、字新領、字横枕、字栗ノ内の各字の一部。

久留米市三潯町大字草場字中古賀、字川端、字西前の全部。

久留米市三潯町大字草場字東ノ前、字弥太郎、字村中、字時里、字芹田、字長坪の各字の一部。

久留米市三潯町大字清松字十郎丸、字神楽井手、字宮の脇、字大依浦、字前田、字長筈、字新谷、字北屋敷、字寺屋敷、字川久保、字鳥芋田、字堂田、字寿田、字畑田の各字の一部。

久留米市三潯町大字壱町原字蓮輪、字宮の脇、字風正、字北立野、字立野、字馬喰野、字内池田、字原田屋敷、字打上、字野畑、字野の内、字栗の内、字安の前、字西屋敷、字一場口、字寺山の各字の一部。

(2) 使用の部分

変更なし。

福岡県告示第1035号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

豊前市

2 事業の種類

能徳運動公園駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県豊前市大字八屋字能徳地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である豊前市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成22年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、豊前市が同市大字八屋字能徳地内において、能徳運動公園の既存の駐車場に隣接する民有地を取得し、駐車場を拡張整備するものである。

豊前市は昭和50年代から体育施設の整備を計画し、体育施設建設を進め、昭和61年度に豊前市能徳総合運動公園（以下「能徳運動公園」という。）として完成した。以来、能徳運動公園は、市民の多様なスポーツ活動の拠点となっている。また、総合型地域スポーツクラブの拠点でもあり、今後、教室の増加を計画している。

しかし、市内の公共交通機関は十分に整備されておらず、豊前市が直営するコミュニティバスの運行があるだけである。このため、自家用車が市民の主な交通手段となっており、能徳運動公園へも、利用者のほとんどが自家用車により来訪している。土、日、祝祭日の利用、特にイベント等開催時には現有する駐車場では不足し、来訪者の利用に支障を来しているだけでなく、近隣に多大な迷惑をかけるとともに、イベント等の運営にも支障を来しており、早急な駐車場整備が必要不可欠な状況となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、スポーツの振興、市民の健康増進、青少年の健全育成、生きがいづくり等に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び周知の埋蔵文化財はなく、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、現在の既存の駐車場に隣接し、利便性に優れ、用地取得は必要最小限とすることを前提に、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、住民のスポーツ活動及び能徳運動公園におけるイベント等の開催に支障を来していることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、豊前市から申請のあった能徳運動公園駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

豊前市役所（教育課）

福岡県告示第1036号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生133	秋山内科クリニック	宗像市稲元3丁目1028番地7	22・5・1
春生147	いわた皮ふ科アレルギー科クリニック	春日市春日原北町4丁目11番地	22・6・1
北筑後生2	ひろき眼科	朝倉郡筑前町依井490-1	22・5・1
直生143	直方在宅診療所	直方市須崎町16-18 山城ビル2F	22・5・1
飯生308	医療法人康和会柴田みえこ内科・神経内科クリニック	飯塚市鶴三緒1547-10	22・5・1
飯生309	小川内科・循環器内科	飯塚市吉原町6番1号 あいタウン3階	22・6・3
嘉麻生歯23	いた歯科クリニック	嘉麻市飯田200番地	22・5・12
行生歯77	まつお歯科クリニック	行橋市西宮市5丁目13-11	22・6・1
筑紫生薬71	センター薬局	筑紫野市二日市西1丁目6番2号	22・5・1
飯生薬147	ツル薬局	飯塚市鶴三緒1544-6	22・5・1
宗遠生薬1	こころ調剤薬局	遠賀郡岡垣町大字手野117-3	22・4・1

福岡県告示第1037号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生128	秋山内科クリニック	宗像市稲元3丁目1-5	22・4・30
朝生114	ひろき眼科	朝倉郡筑前町依井490-1	22・4・30

直生140	直方在宅診療所	直方市須崎町16 - 18	22・4・30
宮生23	今井小児科医院	宮若市宮田4892 - 1	21・9・1
像生歯5	佐竹歯科医院	宗像市田熊4丁目7番18号	22・5・23
嘉麻生歯18	いた歯科クリニック	嘉麻市飯田200	22・4・14
行生歯69	行橋わくわくデンタルクリニック	行橋市西宮市5丁目13 - 11	22・5・19
宮生薬9	本町調剤薬局	宮若市宮田4863 - 4	21・8・31

福岡県告示第1038号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
糸島地生51	医療法人合屋産婦人科	糸島市波多江駅南2丁目20 - 1	22・5・31

福岡県告示第1039号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大川生87	吉原外科胃腸科医院	よしはら医院	大川市大字小保177	22・5・12

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像生84	医療法人片山医院	宗像市土穴449	宗像市稲元1035 - 6	22・5・1
春生薬17	有限会社サカモト調剤薬局	春日市下白水82 - 4	春日市大土居3丁目193	12・12・1

福岡県告示第1040号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
小生マ2	神野聖子（訪問マッサージ らくう〜）	小郡市祇園1丁目13 - 10	22・4・1
春生マ8	須山 潔（マッサージひだまり治療院）	春日市大和町4丁目23 - 103	22・5・11
飯生マ40	岡本節男（クラフト施術所 飯塚）	飯塚市菰田東1丁目7 - 42	22・5・1
田川生マ11	橋本勝徳（訪問マッサージひまわり施術所）	田川郡糸田町字山王平4059 - 2	22・5・1

田川生マ12	林今朝利（訪問マッサージ施術所）	田川郡福智町伊方4760 - 6	22・5・6
田川生マ13	高武宗俊（あんじゅ施術所）	田川郡福智町金田60 - 20	22・2・15
京生マ24	岡本節男（クラフト施術所 行橋）	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	22・4・21
宗遠生マ1	岡本節男（クラフト施術所 水巻）	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目16番8号	22・4・21
大川生柔15	花吉秀介（金龍堂整骨院）	大川市大字榎津843 - 3	22・5・19
大川生柔16	宮崎泰暢（みやざき鍼灸整骨院）	大川市大字大橋8番地	22・4・28
筑紫生柔48	森川 幸（杏整骨院 二日市）	筑紫野市二日市中央4丁目11 - 1 - 2 F	22・5・1
宰生柔20	森川 幸（太宰整骨院）	太宰府市宰府2丁目7 - 6	22・5・1
宰生柔21	池水智喜（太宰整骨院）	太宰府市宰府2丁目7 - 6	22・5・1
宰生柔22	大下泰司（整骨院TAIBI）	太宰府市観世音寺1丁目18 - 1	22・5・1
宰生柔23	安部喜啓（あべ整骨院）	太宰府市坂本1丁目1 - 16	22・5・20
古生柔16	千年原稔（千年原整骨院）	古賀市花鶴丘1丁目7 - 11 - 103	22・5・1
福津生柔7	諸熊 健（きずな整骨院）	福津市中央2丁目1 - 3 - 105	22・5・13
嘉麻生柔11	佐藤恭輔（鍼灸整骨院元氣堂）	嘉麻市岩崎1253 - 6	22・6・1
み生柔19	中島哲平（陽だまり整骨院）	みやま市瀬高町下庄1534 - 1	22・6・1
み生柔20	櫻井 吏（さくら整骨院）	みやま市瀬高町長田759 - 1	22・5・31
粕生柔59	森 伸哉（きりん整骨院）	糟屋郡志免町志免中央3丁目7 - 1	22・4・20

粕生柔60	井上和幸（あおば鍼灸整骨院）	糟屋郡宇美町宇美4丁目11 - 39	22・4・30
粕生柔61	坂本公則（長者堂整骨院）	糟屋郡粕屋町大字長者原280 - 2	22・5・1
宗遠生柔1	廣松成俊（ひろまつ整骨院）	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1 - 24	22・4・3

福岡県告示第1041号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
筑紫生マ6	川口昌彦（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	22・2・28
筑紫生マ9	寺田貴彦（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	22・2・28
筑紫生マ10	齋藤久和（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	22・5・20
筑紫生マ11	瀧山幸司（株式会社ふれあい在宅マッサージ）	筑紫野市二日市西1丁目13 - 45 - D202	22・2・28
春生マ7	大山純一（マッサージひだまり治療院）	春日市大和町4丁目23 - 103	22・4・11
田川生マ6	林今朝利（訪問マッサージひまわり施術所）	田川郡糸田町字山王平4059 - 2	22・4・30
宰生柔21	池水智喜（太宰整骨院）	太宰府市宰府2丁目7 - 6	22・5・14

粕生柔31	久保好広（長者堂整骨院）	糟屋郡粕屋町大字長者原280 - 2	22・4・30
田川生柔15	高武宗俊（あんじゅ施術所）	田川郡福智町金田60 - 20	22・2・15

福岡県告示第1042号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳生柔14	荒巻徹志（観音整骨院）	柳川市上宮永町300番地1	柳川市本城町51 - 1	22・6・9

福岡県告示第1043号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字浦681番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字山田651番地
柴田 昭道

福岡県告示第1044号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 トリアス久山ウエストゾーン（1）
 - 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年6月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町大字山田879番先から同郡同町大字山田1017番1先まで

福岡県告示第1046号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小坂井字蓮輪100番2、100番3、101番3、103番1、103番3、103番5から
103番8まで、104番1から104番3まで、105番、106番1及び106番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈

福岡県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年6月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川線 城島	柳川市筑紫町340番4先から 同市西浜武721番1先まで

福岡県告示第1048号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
像介133	秋山内科クリニック	宗像市稲元3丁目1028-7	22・5・1	訪看・居管・予訪看・予居管
直介143	直方在宅診療所	直方市須崎町16-18（山城ビル2F）	22・5・1	訪看・居管・予訪看・予居管
飯介308	医療法人康和会柴田みえこ内科・神経内科クリニック	飯塚市鶴三緒1547-10	22・5・1	居管・予居管
粕介歯34	医療法人青洲会かすや歯科クリニック	糟屋郡粕屋町大字長者原793-1	22・6・1	居管・予居管
宗遠居6	すずらん訪問看護ステーション	遠賀郡水巻町吉田南2丁目5-22	22・5・1	訪看・予訪看
大居195	ヘルパーステーション本町のさと	大牟田市本町4丁目1-1	22・4・1	訪介・予訪介
大居196	株式会社快援隊	大牟田市右京町21-1	22・5・1	福用・福販・予福用・予福販
大支53	ケアプランサービスセントポーリア	大牟田市樋口町6-12（シティハイムマルワ102）	22・6・1	居支
直支9	サンシルバー直方ケアプランセンター	直方市大字永満寺1347	22・5・1	居支
直居92	訪問介護空	直方市大字山部751-10	22・5・1	訪介・予訪介
八女居76	デイサービス水の里くるぎ	八女市黒木町桑原95-8	22・3・1	通介・予通介
中居55	デイサービスサンライフ中間浄花	中間市浄花町7-1	22・4・30	通介
宰居46	ヘルパーステーションライフケア	太宰府市通古賀2丁目6-22（シティコート都府楼1F）	22・6・1	訪介・予訪介

筑紫地居27	ウェルファー・ケア	筑紫郡那珂川町中原5丁目51	22・6・1	福用・福販・予福用・予福販
粕居88	デイサービスセンターいきいき桜丘	糟屋郡志免町桜丘3丁目19-14	22・6・1	通介・予通介
粕居87	介護ショップよりそい	糟屋郡須恵町大字旅石115-483	22・6・1	福用・福販・予福用・予福販
南筑後居4	ヘルパーステーション和み	八女郡広川町大字新代1150-5(新世苑ビル1F101)	22・6・1	訪介・予訪介
田川支7	ケアプランセンターこあら	田川郡福智町赤池628	22・6・1	居支・予支援
田川居255	セブンハートデイサービスセンター	田川郡糸田町1815-1	22・6・1	通介・予通介
中居58	小規模多機能ホームほのぼの	中間市大字垣生128-1	22・4・1	小居・居支・予小居
中居56	グループホームたなごころ	中間市岩瀬4丁目13-2	22・4・1	認共・予認共
大野居50	有料老人ホーム木もれ日の館	大野城市東大利3丁目11-22	22・6・1	地特生
像居56	小規模多機能型居宅介護杏	宗像市田野1370-2	22・5・1	小居・予小居
宰居45	ふれあいサポートゆうしん	太宰府市吉松1丁目18-6	22・6・1	小居・予小居
朝介療1	太刀洗病院	朝倉郡筑前町山隈842-1	22・6・1	訪看・訪リ・通リ・居管・短療・療養・予訪看・予訪リ・予通リ・予居管・予短療

み介29	村上整形外科スポーツクリニック	みやま市高田町江浦280-1	22・4・1	訪看・訪リ・通リ・居管・予訪看・予訪リ・予通リ・予居管
京支12	しいだケアプランサービス愛	築上郡築上町大字湊1275	22・5・1	居支・予支援

福岡県告示第1049号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
み支1	福岡県介護保険広域連合 柳川支部 地域包括支援センター	福岡県介護保険広域連合柳川・大木・広川支部地域包括支援センター	柳川市三橋町正行431	22・4・1
大川介87	医療法人緑青会吉原外科胃腸科医院	よしはら医院	大川市大字小保177	22・5・12
遠介171	医療法人財団池友会福岡新水巻病院	福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷1丁目2-1	22・4・1
大居179	四季の丘	デイサービスセンター四季の丘	大牟田市大字甘木甘木山1203-350	22・5・1
田川居245	EVERSTAGE	ユニオス	田川郡赤村大字赤4548-3	22・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像介84	片山医院	宗像市土穴449	宗像市稲元1035 - 6	22・5・1
大居168	太陽シルバーサービス株式会社大牟田営業所	大牟田市天領町3丁目6 - 13	大牟田市大字歴木446 - 1	22・5・1
嘉居150	ひかりデイサービス	嘉穂郡桂川町大字寿命622	嘉穂郡桂川町大字吉隈1199	21・4・1

福岡県告示第1050号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
直介140	直方在宅診療所	直方市須崎町16 - 18 山城ビル2 F	22・4・30
宮介23	今井小児科医院	宮若市宮田4892 - 1	21・9・1
像介歯5	佐竹歯科医院	宗像市田熊4丁目7番18号	22・5・23
宮介薬9	本町調剤薬局	宮若市宮田4863 - 4	21・9・1
田居26	ヘルパーステーションたがわ	田川市伊田4574番地1 金築ビル	19・4・30
女居47	和みヘルパーステーション	八女郡広川町大字新代1150 - 5 - 302	22・5・31

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 落札に係る物品の名称
福岡県行政情報通信ネットワーク回線等の賃貸借及び運用保守管理
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部システム管理課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成22年5月28日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
九州通信ネットワーク株式会社
 - 住所
福岡市中央区天神1丁目12番20号
- 落札金額（予定調達総額）
5年間総額 1,190,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成22年4月7日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

X線透過撮影装置一式

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 法人にあつては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)

オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

カ 法人にあつては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあつては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)

ケ 営業概要表(様式第5号)

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
 チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
 イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
 ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
 ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年7月16日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達案件名
 X線透過撮影装置一式（備5）
 (2) 調達物品及び数量
 入札説明書による
 (3) 納入期限
 平成22年11月12日（金曜日）
 (4) 納入場所
 入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、平成22年7月16日（金）午後3時までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料については別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年8月5日（木曜日）次の要件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、希望職種及び等級が次に該当する者。

大分類	中分類	業 種 名	等級
05	04	理化学精密機器	AA
05	05	医療機器	〃
05	06	計測機器	〃
05	10	光学機器・DPE	〃

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

FAX番号 092 - 643 - 3109

6 仕様等に関する質問の期限

調達物品の仕様に関する質問は、必ず書面（ファックス可）にて平成22年7月7日（水曜日）の午前11時00分までに提出すること。

なお、簡易な質問はこの限りでない。

7 契約の条項を示す場所

5の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間

平成22年6月23日（水曜日）から平成22年7月16日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

11 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

(2) 受領期限

郵送する場合 平成22年8月4日（水曜日）午後5時00分

持参する場合 平成22年8月5日（木曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

総務事務センター入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成22年8月6日（金曜日）午前11時00分

13 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべての同意が得られれば直ちにその場で行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がないもの、または、入札金額を訂正した入札。

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金またはこれに代わる担保の納付が見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray CTscanner
- (2) Time Limit for Tender
4:00 P M on August 5, 2010
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department,
Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

土壌汚染対策法に基づく「福岡県土壌汚染対策指導要綱案」について、平成22年3月31日から平成22年4月30日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成22年6月14日に設定しました。

平成22年6月23日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

環境部環境保全課土壌係

電話：092 - 643 - 3361

メールアドレス：kanho@pref.fukuoka.lg.jp

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・5・31	3116	告 示	885	1			1	表中	大字福士	大字福士